くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和7管理年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年7月1日

神奈川県知事 黒岩祐治

## 第一 くろまぐろ (小型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 61.8 トン
- 2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 4.8 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(4月から6月まで)	1.0トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(7月から9月まで)	1.4トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(10月から12月まで)	8.5トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(1月から3月まで)	6.3トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(4月から6月まで)	4.9トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(7月から9月まで)	8.7トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(10月から12月まで)	18.8トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(1月から3月まで)	7.4トン

## 第二 くろまぐろ (大型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 32.7トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち3.0トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業	22.6トン
神奈川県くろまぐろ(大型魚)定置漁業	7.1トン